

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立学校)重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良県教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立学校)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

奈良県教育委員会

公表日

令和6年3月22日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金特定個人情報照会ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	奈良県内の公立高等学校に在学する生徒の保護者等
その必要性	就学支援金の受給資格認定の審査にあたり、生徒の家庭の所得情報を照会する必要があるため
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○識別情報 ・個人番号、個人番号対応符号及びその他識別情報: 情報照会対象者(保護者等)を一意に特定するために保有する。 ○連絡先等情報 ・4情報: 生徒が提出した保護者等の個人番号に誤りがないことを必要に応じて基本4情報と突合して確認するために保有する。 ・連絡先(電話番号等) 生徒や保護者等への連絡のために保有する。 ○業務関係情報 ・地方税関係情報: 保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報: 生徒が就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する学校長等を通じて就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないため、生徒の学校情報を保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成31年4月1日
⑥事務担当部署	奈良県教育委員会事務局学校支援課
3. 特定個人情報の入手・使用	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

- ・生徒ログインID
- ・生徒氏名
- ・生徒氏名(ふりがな)
- ・生徒の生年月日
- ・生徒の住所
- ・保護者等の連絡先
- ・生徒が在学する学校の名称
- ・学校種・課程
- ・生徒学年・クラス・出席番号(生徒番号)
- ・学校の在学期間
- ・取得単位数
- ・保護者等ID(業務宛名番号)
- ・保護者等の氏名
- ・保護者等の氏名(ふりがな)
- ・保護者等の生年月日
- ・保護者等の連絡先
- ・生徒との続柄
- ・課税年度
- ・保護者等の課税地機関コード
- ・課税先の市町村
- ・保護者等の個人番号
- ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額
- ・配偶者控除等情報
- ・生活保護・社会福祉関係情報
- ・就学支援金の受給資格、支給額に関する情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金特定個人情報照会ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><学校からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号により情報照会を行う対象となる保護者等について、就学支援金の申請案内等で十分に周知の上、対象となる保護者等の個人番号のみ提出させるようにし、対象者以外の情報を収集することのないように徹底する。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムは、番号制度利用対象システムのみ接続し、対象外のシステムは接続しない。 ・団体内統合宛名システムは、主に業務システムから統合宛名管理上で必要な項目のみ連携することを想定しており、業務データは保有しない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><高等学校等就学支援金事務処理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学支援金事務処理システムでは個人番号を保有せず、情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の所得に関する情報のみを登録する。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムは、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた業務に従事する職員以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みであり、団体内統合宛名システムへは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持しており、当該事務に必要な情報との紐付けは物理的に不可能である。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><高等学校等就学支援金事務処理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学支援金事務処理システムでは、就学支援金事務を実施する職員以外がシステムを参照できないよう、職員ごとに異なるIDを付与している。 ・パスワードについては、最長有効期間を定め、定期的に変更を実施するようシステムで制御するとともに、文字種の混在や桁数についても条件を設定する。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止し、個人ごとにユーザIDを付与する。 ・認証後は、利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・必要ない時はシステムを起動させない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<団体内統合宛名システムにおける措置>
 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。
 ・端末機のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
-----------------------------	-----	--

具体的な方法	
--------	--

その他の措置の内容	
-----------	--

リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----	---

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞
 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><高等学校等就学支援金事務処理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に個人情報保護に関する研修を受講させる。 ・違反行為を行った者に対しては、その都度指導する。違反行為の程度によっては懲罰の対象となりうる。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、特定個人情報を扱う業務に携わる前に個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対して、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、秘密保持契約を締結している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付けている。 ・違反行為を行った者に対しては、その都度指導する。違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	奈良県総務部法務文書課 県政情報公開係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	奈良県教育委員会事務局学校支援課 授業料奨学金係 〒630-8502 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-9859 FAX:0742-27-8112
②対応方法	問い合わせ時に、問い合わせ内容と対応内容を記録しておく。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年2月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)の写しの提出	②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カード等も可。以下同様)の写しの提出	事後	文字修正
平成31年3月8日	I 基本情報 6. 評価実施期間における担当部署	学校支援課長 中西 保人	学校支援課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 (別添1)ファイル記録項目	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒氏名 ・生徒氏名(ふりがな) ・生徒の生年月日 ・生徒の住所 ・保護者等の連絡先 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・学校の在学期間 ・取得単位数 ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名(ふりがな) ・生徒との続柄 ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額 ・就学支援金の受給資格、支給額に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒ログインID ・生徒氏名 ・生徒氏名(ふりがな) ・生徒の生年月日 ・生徒の住所 ・保護者等の連絡先 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・生徒学年・クラス・出席番号(生徒番号) ・学校の在学期間 ・取得単位数 ・保護者等ID(業務宛名番号) ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名(ふりがな) ・保護者等の生年月日 ・保護者等の連絡先 ・生徒との続柄 ・課税年度 ・保護者等の課税地機関コード ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額 ・配偶者控除等情報 ・就学支援金の受給資格、支給額に関する情報 	事後	項目の追加に伴う変更
平成31年3月8日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求①請求先	総務部総務課県政情報係	総務部法務文書課県政情報係	事後	組織再編による修正

平成31年3月8日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	平成30年3月30日	平成31年3月8日	事後	時点修正
平成31年3月8日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①請求先	教育委員会事務局学校支援課 授業料就学金係	教育委員会事務局学校支援課 授業料奨学金係	事後	文字修正
令和2年3月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	<p>1 符号管理対応機能 中間サーバーの符号管理機能に対応するための機能。</p> <p>2 情報照会支援機能 中間サーバーの情報照会機能に対応する機能。</p> <p>3 情報提供支援機能 中間サーバーの情報提供機能に対応し、既存システムが行うべき情報提供等を支援する機能。</p> <p>4 基本4情報等の出力機能 中間サーバーからの情報提供要求に対応し、個人番号および基本4情報のデータを中間サーバーに通知する機能。</p> <p>5 団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名システム端末及び既存システムからの要求に対し、団体内統合宛名番号の割り当てを行い、業務利用番号や基本4情報と紐付ける機能。</p> <p>6 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名番号を主キーとして、各情報を適切に管理する機能。</p> <p>7 未電算業務等対応機能 団体内統合宛名システム運用端末を用いて未電算業務等に対応するための機能。</p> <p>8 共通変換機能 既存システムの中間サーバー連携を支援するため、既存システムからの入出力データについて共通的に変換する機能。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 システムへログインするための認証機能およびログイン後の権限管理の機能。</p> <p>10 システム管理機能 システムの安定運用のために必要な機能。</p> <p>11 住民基本台帳ネットワークシステムとの回線連携機能 住民基本台帳ネットワークシステムと回線連携するための機能。</p>	<p>1 符号管理対応機能 中間サーバーの符号管理機能に対応するための機能。</p> <p>2 情報照会支援機能 中間サーバーの情報照会機能に対応する機能。</p> <p>3 情報提供支援機能 中間サーバーの情報提供機能に対応し、既存システムが行うべき情報提供等を支援する機能。</p> <p>4 基本4情報等の出力機能 中間サーバーからの情報提供要求に対応し、個人番号および基本4情報のデータを中間サーバーに通知する機能。</p> <p>5 団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名システム端末及び既存システムからの要求に対し、団体内統合宛名番号の割り当てを行い、業務利用番号や基本4情報と紐付ける機能。</p> <p>6 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名番号を主キーとして、各情報を適切に管理する機能。</p> <p>7 未電算業務等対応機能 団体内統合宛名システム運用端末を用いて未電算業務等に対応するための機能。</p> <p>8 共通変換機能 既存システムの中間サーバー連携を支援するため、既存システムからの入出力データについて共通的に変換する機能。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 システムへログインするための認証機能およびログイン後の権限管理の機能。</p> <p>10 システム管理機能 システムの安定運用のために必要な機能。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

令和2年3月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	[○]住民基本台帳ネットワークシステム	[]住民基本台帳ネットワークシステム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	[○]税務システム	[]税務システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 ③委託先名	民間業者等(予定)	パーソルテンプスタッフ株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	平成31年3月8日	令和1年12月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事前	重要な変更となるため事前に報告
令和3年3月19日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事前	重要な変更となるため事前に報告
令和3年3月19日	III リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事前	重要な変更となるため事前に報告

令和3年3月19日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	奈良県総務部法務文書課 県政情報係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	奈良県総務部法務文書課 県政情報公開係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 委託の有無	委託する (1)件	委託しない 以下、削除	事前	重要な変更となるため事前に報告
令和3年3月19日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託	[]委託しない	[○]委託しない 以下、削除	事前	重要な変更となるため事前に報告
令和4年3月24日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

令和5年3月31日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人ファイルの取扱いに関する問い合わせ ①連絡先	FAX:0742-27-2985	FAX:0742-27-8112	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒ログインID ・生徒氏名 ・生徒氏名(ふりがな) ・生徒の生年月日 ・生徒の住所 ・保護者等の連絡先 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・生徒学年・クラス・出席番号(生徒番号) ・学校の在学期間 ・取得単位数 ・保護者等ID(業務宛名番号) ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名(ふりがな) ・保護者等の生年月日 ・保護者等の連絡先 ・生徒との続柄 ・課税年度 ・保護者等の課税地機関コード ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額 ・配偶者控除等情報 ・就学支援金の受給資格、支給額に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒ログインID ・生徒氏名 ・生徒氏名(ふりがな) ・生徒の生年月日 ・生徒の住所 ・保護者等の連絡先 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・生徒学年・クラス・出席番号(生徒番号) ・学校の在学期間 ・取得単位数 ・保護者等ID(業務宛名番号) ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名(ふりがな) ・保護者等の生年月日 ・保護者等の連絡先 ・生徒との続柄 ・課税年度 ・保護者等の課税地機関コード ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額 ・配偶者控除等情報 ・生活保護・社会福祉関係情報 ・就学支援金の受給資格、支給額に関する情報 	事後	項目の追加に伴う変更
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目		業務関係情報に生活保護・社会福祉関係情報を追加		
令和6年3月22日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	令和5年2月1日	令和6年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和6年3月22日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の91項 ・番号法別表第一の主務省令で定める命令第66条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の91項 	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴う変更
令和6年3月22日	I 基本情報 5. 情報ネットワークシステムによる情報連携	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条7号 別表第二の113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める命令第58条各号 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条7号 別表第二の113項 	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴う変更